

保健師助産師看護師学校養成所指定規則等の改正について

資 料

- 資料1-1 保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正案の概要
- 資料1-2 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表改正案
- 資料2-1 看護師等養成所の運営に関する指導要領改正案の概要
- 資料2-2 看護師等養成所の運営に関する指導要領改正案
- 資料2-3 看護師等養成所の運営に関する指導要領別表改正案
- 資料3 看護師等養成所の運営に関する手引き改正案
- 資料4 保健師、助産師、看護師教育の技術項目と卒業時の到達度の取り扱いについて
- 資料5 保健師助産師看護師養成所指定・変更手続きにかかるスケジュール
- 参考資料 平成19年度保健師助産師看護師実習指導者講習会(特定分野)実施要綱

保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正案の概要

改正の趣旨

我が国の看護をめぐる環境は、急速な少子高齢化の進展、医療技術の進歩等大きく変化してきており、看護職員にはより患者の視点に立った質の高い看護の提供が求められている。一方で、看護業務の複雑・多様化、国民の医療安全に関する意識の向上等の中で、学生の看護技術の実習の範囲や機会が制限される傾向にある。

こうした中、平成18年3月から全9回にわたり「看護基礎教育の充実等に関する検討会」を開催し、看護をめぐる現状と課題、保健師教育・助産師教育・看護師教育（以下「看護基礎教育」という。）それぞれの現状と課題、充実すべき教育内容並びに専任教員の資質の向上等について検討を行い、本年4月には、看護基礎教育それぞれのカリキュラム改正案や、その実施に関する教員及び実習指導者に係る事項を中心とした報告書が取りまとめられたところである。これらを踏まえ、看護を取り巻く環境の変化に伴い、より重要性が増していると考えられる教育内容の充実を図り、学生の看護実践能力を強化するため、看護基礎教育のカリキュラム改正等を行うものである。

改正の概要

○保健師教育について（別表1）

- ① 「地域看護学」においては、地域及び学校保健、産業保健を含んだ公衆衛生看護活動に焦点を当てることとする。
また、地域看護学の内容を「個人・家族・集団の生活支援」「地域看護活動展開論」「地域看護管理論」に区分する。
- ② 「疫学・保健統計」を「疫学」と「保健統計」に分ける。
- ③ 「保健福祉行政論」を従来の2単位から3単位に増加する。
- ④ 臨地実習を、従来の3単位から4単位とする。また、地域看護学の教育内容の区分に合わせ、地域看護学実習についても「個人・家族・集団の生活支援実習」「地域看護活動展開論実習」「地域看護管理論実習」と教育内容を明確化する。
- ⑤ 上述の教育内容の強化を図るため、単位数の総計を従来の21単位以上から23単位以上とする。

○助産師教育について（別表2）

「臨地実習 助産学実習」について、医師と助産師との連携・協働を認識し、分べんの正常な経過を理解するため、取り扱う10例の分べんは、原則として正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第1期から第3期終了より

2時間までとする。また、当該実習の単位数を従来の8単位から9単位に増やすことから、全体としても従来の22単位以上から23単位以上とする。

○看護師教育について（別表3、別表3の2及び別表3の3）

- ① 全ての看護実践の基盤となる内容を強調して教授できるよう、基礎看護学を教育内容とする専門分野Ⅰを設ける。また、専門分野Ⅱを設け対象の発達段階に応じた看護の実践を学ぶこととする。さらに、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ及びⅡで学習したことを、臨床実践に近い形で学習し、知識・技術を統合させるため、統合分野を設ける。
- ② 基礎分野において学習する「人間と人間生活の理解」を「人間と生活、社会の理解」に改める。
- ③ 専門基礎分野において学習する「社会保障制度と生活者の健康」を「健康支援と社会保障制度」に改める。
- ④ 専門分野Ⅰを新たに設け、「基礎看護学（臨地実習を含む）」を学ぶこととする。
- ⑤ 専門分野Ⅱを新たに設け、「成人、老年、小児、母性、精神看護学（それぞれ臨地実習を含む）」を学ぶこととする。
- ⑥ 統合分野を新たに設け、「在宅看護論、看護の統合と実践（それぞれ臨地実習を含む）」を学ぶこととする。
- ⑦ 統合分野を設け、「看護の統合と実践」を含めることに伴い、単位数の総計を、
 - ・ 3年課程においては 93単位から97単位、
 - ・ 2年課程においては 62単位から65単位、
 - ・ 高等学校及び高等学校の専攻科課程においては 102単位から105単位とする。
- ⑧ 高等学校及び高等学校の専攻科課程において、各々の学校における特色を活かした教育ができるよう、一定の場合には、別表3の3に配当された単位数によらず、教育が行えるようにする。

○その他

①専任教員について

現在、看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、当分の間3年課程では8人を6人と、2年課程では7人を5人とする経過措置を設けているが、この経過措置を平成23年3月31日までとする。

②実習室について

保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校養成所を併設する場合、教育上支障がない場合は、実習室、在宅看護

実習室、図書室は併設する学校養成所のものと共用とすることができることとする。

施行日

平成 20 年 4 月 1 日（平成 21 年度の入学生から新カリキュラムの適用。）

※ ただし、2 年課程の看護師教育については、平成 21 年 4 月 1 日施行（平成 22 年度の入学生から新カリキュラムの適用）とする。

経過措置

- ① 改正省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所に係る教育の内容については、従前の例によることができることとする。
- ② 看護師学校養成所の看護師資格を有する専任教員の数については、この経過措置を平成 23 年 3 月 31 日までとする。（既述）

保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表一 修正案

| 修正案 | | 現行 | |
|--|---|---|-----------------------|
| <p>地域看護学 地域看護学概論 個人・家族・集団の生活支援 地域看護活動展開論 地域看護管理論 疫学 保健統計学 保健福祉行政論 地域実習 個人・家族・集団の生活支援実習 地域看護活動展開論実習 地域看護管理論実習</p> | <p>二二(一〇) 二〇(八) 二二 三(二) 四 二 二</p> | <p>地域看護学 地域看護学概論 疫学・保健統計 保健福祉行政論 地域実習 地域看護学実習</p> | <p>二二 三三二四九三二</p> |
| <p>教育内容</p> | <p>単位数</p> | <p>教育内容</p> | <p>単位数</p> |
| <p>備考 学校保健・産業保健を含む。</p> | <p>備考</p> | <p>情報処理を含む。</p> | <p>備考</p> |
| <p>合計</p> | <p>三三(二〇)</p> | <p>合計</p> | <p>三三(二〇)</p> |

備考二看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることである。

| 改正案 | | 現行 | |
|------|---|------|---|
| 教育内容 | 基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習 | 教育内容 | 基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習 |
| 単位数 | 六六 一 一 九 九 (五) | 単位数 | 六六 一 一 八 八 |
| 備考 | 実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。 原則として正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとすること。 | 備考 | 実習中分べん（妊娠七月未満の分べんを除く。）の取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。 |
| 合計 | 二二三(二二二) | 合計 | 二二二 |

備考二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受ける。育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができない。

保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表三

| | | | | | | | | | | |
|----|------|---|---|--------|--|------|-------------------------|------|----|-----|
| 合計 | 専門分野 | 基礎看護学 在宅看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨床実習 | 基礎看護学 在宅看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨床実習 | 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保険制度と生活者の健康 | 基礎分野 | 科学的思考の基盤 人間と人間の生活の理解 | 教育内容 | 現行 | 単位数 |
| | 九三 | 二二二四八二二三 | 二二二四八二二三 | 六 | 一五 | 一三 | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|----|------|------------------------------------|------------------------------------|-------|------------------------|--------|--|------|-------------------------|------|-----|-----|
| 合計 | 統合分野 | 在宅看護論 臨床実習 在宅看護論 看護の統合と実践 | 在宅看護論 臨床実習 在宅看護論 看護の統合と実践 | 専門分野Ⅰ | 基礎看護学 臨床実習 基礎看護学 | 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保険制度 | 基礎分野 | 科学的思考の基盤 人間と生活、社会の理解 | 教育内容 | 改正案 | 単位数 |
| | 九七 | 二二 | 二二二四六六 | 三〇 | 一五 | 一三 | | | | | | |

改正案

保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表三の三

| 基礎分野 | 教育内容 | | 単位 |
|--|------|-----|-----|
| | 高等学校 | 専攻科 | |
| 科学的思考の基盤 人間と生活、社会の理解 | 6 | 10 | 16 |
| 専門基礎分野 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度 | 7 | 8 | 15 |
| 専門分野Ⅰ 基礎看護学 臨床実習 基礎看護学 | 5 | 3 | 8 |
| 専門分野Ⅱ 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨床実習 | 2 | 4 | 6 |
| 統合分野 在宅看護論 看護の統合と実践 臨床実習 在宅看護論 看護の統合と実践 | 3 | 4 | 7 |
| 合計 | 38 | 67 | 105 |

備考 一 単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部省告示第五十八号）第一章第二款第一項の規定による。専攻科においては、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 教育内容ごとの合計単位数が表に示す合計単位数以上であり、高等学校の合計が三十八単位以上及び専攻科の合計が六十七単位以上である場合において、教育課程の内容が系統的であり教育上適切であると認められるときは、この表の高等学校及び専攻科に配当された単位数によらないことができる。

現行

保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表三の三

| 基礎分野 | 教育内容 | | 単位 |
|--|------|-----|-----|
| | 高等学校 | 専攻科 | |
| 科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解 | 6 | 10 | 16 |
| 専門基礎分野 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康 | 7 | 9 | 16 |
| 専門分野 在宅看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨床実習 | 2 | 4 | 6 |
| 統合分野 在宅看護論 基礎看護学 在宅看護論 看護の統合と実践 | 3 | 4 | 7 |
| 合計 | 38 | 64 | 102 |

備考 一 単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部省告示第二十六号）第一章第二款第一項の規定による。専攻科においては、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

看護師等養成所の運営に関する指導要領改正案の概要

第4 教員に関する事項

- ① 保健師養成所の専任教員について、「保健師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの」を追加する。
- ② 助産師養成所の専任教員について、「助産師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの」を追加する。
- ③ 現在、看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、当分の間3年課程では8人を6人と、2年課程では7人を5人とする経過措置を設けているが、この経過措置を平成23年3月31日までとする。
- ④ 学生定員数に合わせた専任教員数の増員について、保健師養成所及び助産師養成所においては、学生定員が20人を超える場合には、学生数が20人を増すごとに1人増員することが望ましいことを追加する。
- ⑤ 専任教員は、専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなど、自己研鑽に努めることを追加する。
- ⑥ 養成所は、実習施設で学生の指導に当たる教員（実習指導教員）を確保することが望ましいことを追加する。

第5 教育に関する事項

- ① 看護師養成所の履修時間は、分野ごとの時間数の記載を削除する。
- ② 臨地実習は、原則として昼間に行うこととなっているが、助産師実習及び看護の統合と実践においてはこの限りではないことを追加する。

第6 施設設備に関する事項

- ① 実習室について、2以上の養成所若しくは課程を併設する場合において、教育上支障がない場合は実習室を共用とすることは差し支えないことを追加する。教育上支障がないとは、設備、面積、使用に当たっての時間的節約等からみて教育効果に支障がない場合であることを追加する。また、実習室を共用する場合にあっては、学生の自己学習のための場の確保について、運用上、十分に配慮することを追加する。
- ② 臨床場面を疑似的に体験できるような用具や環境を整備することが望ましいことを追加する。

第7 実習施設等に関する事項

- ① 助産師養成所について、外来、産科棟には適当な助産師の実習指導者が定め

られていること、ただし、診療所及び助産所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な助産師を実習指導者とみなすことができることとする。

- ② 看護師養成所について、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を実習指導者とみなすことができることとする。
- ③ 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所の実習施設において看護職員に対して行われる継続教育について、実習施設内・外を問わないこととする
こと。

※下線部分は平成19年10月改正予定。それ以外の部分は平成20年4月改正予定。

看護師等養成所の運営に関する指導要領改正案

(下線___の部分は平成19年10月改正予定。下線___の部分は平成20年4月改正予定。)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第4 教員に関する事項</p> <p>1 専任教員及び教務主任</p> <p>(1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。 <u>ただし、保健師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる。</u></p> <p>ア 保健師として5年以上業務に従事した者</p> <p>イ (ア) から(ウ) までのいずれかの研修(以下「専任教員として必要な研修」という。)を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(ア) 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程</p> <p>(イ) 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会(旧厚生省が委託実施したものを含む。)</p> <p>(ウ) 国立保健医療科学院の専攻課程(平成14年度及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。)及び専門課程地域保健福祉分野(平成16年度)</p> <p>(2) 助産師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。 <u>ただし、助産師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる。</u></p> <p>ア 助産師として5年以上業務に従事した者</p> <p>イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は助産師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。 ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容(以下「専門領域」という。)のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる。</p> <p>ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者</p> <p>イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> | <p>第4 教員に関する事項</p> <p>1 専任教員及び教務主任</p> <p>(1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>ア 保健師として5年以上業務に従事した者</p> <p>イ (ア) から(ウ) までのいずれかの研修(以下「専任教員として必要な研修」という。)を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(ア) 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程</p> <p>(イ) 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会(旧厚生省が委託実施したものを含む。)</p> <p>(ウ) 国立保健医療科学院の専攻課程(平成14年度及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。)及び専門課程地域保健福祉分野(平成16年度)</p> <p>(2) 助産師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>ア 助産師として5年以上業務に従事した者</p> <p>イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は助産師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。 ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容(以下「専門領域」という。)のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる。</p> <p>ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者</p> <p>イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> |

を有すると認められる者

(4) 准看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表4の専門科目の教育内容のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(5) 教員は、一の養成所の一の課程に限り専任教員となることのできる。

(6) 専任教員は、看護師養成所にあつては専門領域ごとに、准看護師養成所にあつては専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。

(7) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程（定時制を含む）にあつては8人以上、2年課程（定時制及び通信制を含む）にあつては7人以上、准看護師養成所にあつては5人以上（当分の間、3人以上）確保すること。ただし、平成23年3月31日までの間は、3年課程（定時制を含む）にあつては6人以上、2年課程（定時制及び通信制を含む）にあつては5人以上とすることができる。

(8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあつては、学生定員が20人を超える場合には、学生が20人を増すごとに1人増員することが望ましいこと。看護師養成所3年課程（定時制を含む）及び2年課程（定時制）にあつては、学生総定員が120人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人増員すること。また、看護師養成所2年課程及び准看護師養成所にあつては、学生総定員が80人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人、看護師養成所2年課程（通信制）にあつては学生総定員が500人を超える場合には、学生が100人を増すごとに1人増員することが望ましいこと。

(9) 専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準とすること。（2年課程（通信制）を除く。）

また、2年課程（通信制）の専任教員についても、その業務が過重にならないよう十分配慮すること。

(10) 教務主任となることのできる者は、(1) から(4)までのいずれかに該当する者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

を有すると認められる者

(4) 准看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表4の専門科目の教育内容のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(5) 教員は、一の養成所の一の課程に限り専任教員となることのできる。

(6) 専任教員は、看護師養成所にあつては専門領域ごとに、准看護師養成所にあつては専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。

(7) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程及び3年課程（定時制）にあつては8人以上（当分の間、6人以上）、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）にあつては7人以上（当分の間、5人以上）、准看護師養成所にあつては5人以上（当分の間、3人以上）確保すること。

(8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあつては学生定員が20人を超える場合には適当数、看護師養成所（3年課程、3年課程（定時制）及び2年課程（定時制））にあつては、学生総定員が120人を超える場合には学生30人を目途に1人、増員すること。また、看護師養成所2年課程及び准看護師養成所にあつては学生総定員が80人を超える場合には学生30人を目途に1人、看護師養成所2年課程（通信制）にあつては学生総定員が500人を超える場合には学生100人を目途に1人増員することが望ましいこと。

(9) 専任教員の担当授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準とすること。（2年課程（通信制）を除く。）

また、2年課程（通信制）の専任教員についても、その業務が過重にならないよう十分配慮すること。

(10) 教務主任となることのできる者は、(1)、(2)、(3)又は(4)に該当する者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

ア 専任教員の経験を3年以上有する者
イ 厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護
教員養成課程修了者

ウ ア又はイと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(1 1) 専任教員は、一の養成所の一の課程に限り教務主任となることができること。

(1 2) 専任教員は、専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。

2 養成所の長及びそれを補佐する者

(1) 養成所の長が兼任である場合又は二以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置することが望ましいこと。

(2) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員とすること。

3 実習調整者

(1) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者（以下「実習調整者」という。）が定められていること。

(2) 実習調整者となることのできる者は、1—(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。

4 実習指導教員

実習施設で学生の指導に当たる教員を確保することが望ましいこと。

5 その他の教員

(1) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。

(2) 2年課程（通信制）については、授業で課されるレポート等の添削指導を行う添削指導員を10人以上確保すること。この添削指導員は当該科目に関し相当の学識経験を有する者であること。また、添削指導員は常勤である必要はないものとする。なお、学生総定員が500名を超える場合には、学生100人を目途に添削指導員を2名増員することが望ましいこと。

第5 教育に関する事項

1 教育の内容等

教育の基本的考え方、留意点等は、保健師養成所にあつては別表1、助産師養成所にあつては別表2、看護師養成所にあつては、3年課程（定時制を含む）については別表3、2年課程（定時制及び通信制を含む）については別表3—2、准看護師養成

ア 専任教員の経験を3年以上有する者

イ 厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者

ウ ア又はイと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(1 1) 専任教員は、一の養成所の一の課程に限り教務主任となることができること。

2 養成所の長及びそれを補佐する者

(1) 養成所の長が兼任である場合又は二以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置することが望ましいこと。

(2) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員とすること。

3 実習調整者

(1) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者（以下「実習調整者」という。）が定められていること。

(2) 実習調整者となることのできる者は、1—(1)、(2)、(3)又は(4)に該当する者であること。

4 その他の教員

(1) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。

(2) 2年課程（通信制）については、授業で課されるレポート等の添削指導を行う添削指導員を10人以上確保すること。この添削指導員は当該科目に関し相当の学識経験を有する者であること。また、添削指導員は常勤である必要はないものとする。なお、学生総定員が500名を超える場合には、学生100人を目途に添削指導員を2名増員することが望ましいこと。

第5 教育に関する事項

1 教育の内容等

教育の基本的考え方、留意点等は、保健師養成所にあつては別表1、助産師養成所にあつては別表2、看護師養成所にあつては、3年課程及び3年課程（定時制）については別表3、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）については別

所にあつては別表4のとおりであること。

2 履修時間数等

(1) 保健師養成所

教育課程の編成に当たっては、23単位以上で、745時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(2) 助産師養成所

教育課程の編成に当たっては、23単位以上で、765時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(3) 看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、3年課程及び3年課程（定時制）にあつては、97単位以上で、3000時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）にあつては、65単位以上で、2180時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(4) 准看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、基礎科目105時間以上、専門基礎科目385時間以上、専門科目665時間以上及び臨地実習735時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

3 単位制について

保健師、助産師及び看護師養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。

(1) 単位の計算方法

ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所（3年課程（定時制を含む）、2年課程（定時制を含む））

(ア) 臨地実習以外の授業

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

(イ) 臨地実習

臨地実習については、1単位を45時間の実習

表3-2、准看護師養成所にあつては別表4のとおりであること。

2 履修時間数等

(1) 保健師養成所

教育課程の編成に当たっては、21単位以上で、675時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(2) 助産師養成所

教育課程の編成に当たっては、22単位以上で、720時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(3) 看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、3年課程及び3年課程（定時制）にあつては、基礎分野13単位以上で360時間以上、専門基礎分野21単位以上で510時間以上、専門分野36単位以上で990時間以上及び臨地実習23単位以上で1035時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）にあつては、基礎分野については3-1(1)に定める基本的計算方法によらず7単位以上で315時間以上、専門基礎分野、専門分野及び臨地実習についてはそれぞれ14単位以上で315時間以上、25単位以上で750時間以上及び16単位以上で720時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(4) 准看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、基礎科目105時間以上、専門基礎科目385時間以上、専門科目665時間以上及び臨地実習735時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

3 単位制について

保健師、助産師及び看護師養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。

(1) 単位の計算方法

ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所（3年課程、3年課程（定時制）、2年課程及び2年課程（定時制））

(ア) 臨地実習以外の授業

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

(イ) 臨地実習

臨地実習については、1単位を45時間の実習